○外務省令第五号

外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）及び外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）を実施するため、外務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

外務大臣　岸田　文雄

外務省組織規則の一部を改正する省令

外務省組織規則（平成十三年外務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条見出し及び同条中「情報システム統括企画官」を「情報通信システム統括企画官」に、同条第二項中「外務省の情報システム」を「外務省の情報システム及び通信システム」に改め、同条第四項中「のうち一人」及び「通信システムに関する重要事項についての企画及び立案に参加し、一人は、」を削る。

第十四条を次のように改める。

（企画官）

第十四条　人権人道課に、企画官一人を置く。

2　企画官は、命を受けて、人権人道課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に参画する。

第三十六条（見出しを含む。）中「世界貿易機関紛争処理室」を「国際経済紛争処理室」に改め、同条第四項中「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定及びその附属書の下での協議及び紛争解決の処理に関し、」を削り、同項第三号から第五号までを削り、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一　世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の下での紛争解決の処理に関し、次に掲げる事項に関すること。

イ　経済に関する国際機関等に係る外交政策

ロ　経済に関する国際機関等に関し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力

ハ　経済に関する国際機関等に関し、日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関等との協力

ニ　経済に関する国際機関等に関する条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施

ホ　経済に関する国際機関等に提出する資料の作成

二　経済上の連携に関する条約その他の国際約束及び投資に関する条約その他の国際約束の実施に関するものであって紛争解決の処理に関すること。

第四十三条見出し及び同条中「海洋室」を「海洋法室」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○財務省令第十四号

地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）、電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、国家公務員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

国家公務員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令

（国家公務員共済組合法施行規則の一部改正）

第一条　国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百二十条の十」を「第百二十条の九」に改める。

第二条中「任意継続掛金」を「任意継続掛金」、」に、「若しくは任意継続掛金」を「若しくは任意継続掛金、」に改める。

第六条第一項第二号中「厚生年金保険給付」の下に「及びこれに準ずる給付」を加える。

第二十七条の二第一号中「第二条第一項第十号」を「第二条第一項第十七号」に改める。

第八十五条第二項の表第四十五条第一項第五号の項の次に次のように加える。

第六十条第一項	翌月五日	翌月五日（病院施設に係る単位所属所にあつては、翌月十五日）
第六十一条第一項	四月十五日	四月十五日（病院施設に係る単位所属所にあつては、翌事業年度四月二十五日）

第八十五条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項において準用する第六条第一項第三号に規定する業務経理においては、同項第二号に規定する取引の事務に要する費用と同項第二号の二に規定する取引の事務に要する費用とに区分して管理しなければならない。ただし、これらの取引の事務に要する費用のうち共通する費用については、連合会は、財務大臣の承認を受けて定める基準に従つて区分して管理するものとする。

第八十五条の十一に次の一項を加える。

3　前二項に定めるもののほか、厚生年金保険給付積立金等及び退職等年金給付積立金等を合同して管理及び運用を行つた場合の利益又は損失に関し必要な事項は、財務大臣が定める。

第八十七条の二第一項中「当該長期組合員（法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員をいう。以下同じ。）」を「当該長期組合員」に改め、同条第五項中「退職届」の下に「又は死亡届」を加え、同条第六項中「事項」を「事項を」に、「死亡年月日」を「死亡年月日を」に改め、「「死亡届」と」の下に「「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該長期組合員であつた者の死亡に際し、当該長期組合員であつた者に係る長期給付の請求を行うことができるときは、この限りでない」と」を加える。

第八十七条の二の二第三項中「第二号厚生年金被保険者が前条第四項（同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する退職届又は死亡届の届出を行つた場合には、」を「前条第四項の規定により提出された退職届又は死亡届が第二号厚生年金被保険者に係るものであるときは、当該」に改める。

第九十六条の二第四項中「による育児休業等（法第四十条第十二項」を「による育児休業等（同項」に、「当該育児休業等（法第四十条第十二項に規定する育児休業等をいう。以下同じ。）」を「当該育児休業等」に、「標準報酬育児休業等（法第四十条第十二項に規定する育児休業等をいう。以下同じ。）終了時改定基礎届」を「標準報酬育児休業等終了時改定基礎届」に改め、同条第五項中「並びに産前産後休業（法第四十条第十四項」を「並びに人事担当者による産前産後休業（同項」に、「当該産前産後休業（法第四十条第十四項に規定する産前産後休業をいう。以下同じ。）」を「当該産前産後休業」に、「標準報酬産前産後休業（法第四十条第十四項に規定する産前産後休業をいう。以下同じ。）終了時改定基礎届」を「標準報酬産前産後休業終了時改定基礎届」に改める。

第九十七条第二項第一号中「、区長」を「、区長又は総合区長」に改める。

第百十四条の表第三十条第一項第四号の項を削り、同表第三十条第八項の項中「第一号厚生年金被保険者期間」を「第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（以下「第一号厚生年金被保険者期間」に、「第二号厚生年金被保険者期間」を「第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間（以下「第二号厚生年金被保険者期間」に改め、同表第三十条の二第一項各号列記以外の部分の項を次のように改める。

第三十条の二第一項各号列記以外の部分	老齢厚生年金及び平成六年改正法附則第三十一条第一項に規定する改正前の老齢厚生年金
	老齢厚生年金